

請 願 書

請願名 南部地区地区計画の見直しを求める請願書

要 旨 平成12年に八潮駅周辺約270haを対象に地区計画が策定された。最低敷地面積165㎡、建ぺい率60%、容積率200%となっている。現状を鑑み、見直しをすべきと考える。

理 由

- 1、地価が高騰し、165㎡を求めるには困難である。
- 2、三郷市が120㎡、流山市及び柏市が135㎡であり、立地条件を鑑みると不合理である。
- 3、地権者の方は売却が進まず、固定資産税の負担が重くなっている。

上記地方自治法第124条の規定により請願いたします。

請願者

住所 八潮市大瀬458番地3

氏名 峯岸 俊和

賛同者 951名

反対討論

請願第2号、南部地区地区計画の見直し求める事につき委員長の趣旨採択に反対の立場で討論を行います。

この問題は私が9月議会におきまして一般質問をした問題であります。現状を鑑み見直しをするべきと訴えました。本請願書の理由にも記述されておりますとおり、さまざまな問題が出てきております。

平成12年3月議会の決定は当時の議員各位が真剣に議論を重ね八潮市の将来を考えての事と理解を致しますし、12月13日の

建設水道常任委員会において趣旨採択を頂いたことに対しましては敬意と感謝を申し上げます。

しかしながら、この問題の根本的な解決には至らないと考えます。政治とは生活であります。

市民の声を真摯に受け止め真剣に問題解決の為に努力しなければなりません。建設水道常任委員会にて執行部より、関係地権者に対し、説明会を数十回開催し、説明責任は果たしたとの見解がありました。私は何回説明会を開催したか、どれだけ時間を費やしたかではなく、「理解されたか」がもっとも大事なことではないと思います。本請願書に賛同され、署名された関係地権者が沢山おります。この事はまさにもっとも大事な「理解されたか」の欠如であります。

平成12年3月議会におきまして当時の多田重美議員はこの165㎡規制問題を取り上げ疑問を呈しております。言葉を借りれば「出席者が一割程度でこれだけの事業を進めると、当然後から必ず問題が出てくる」「ぜひ改めるべき時は決断を」と述べられております。多田重美議員の見識と洞察力に感服致します。

厳しい財政状況の中、八潮市は一刻も早く収入を図ることを考えなければなりません。そういった観点からも最低敷地面積165㎡の見直しを改めて要求したい。よって、趣旨採択というきわめて曖昧な採択に反対いたします。

意見書

定例会の最終日に、次の意見書（議員提出議案）を上程し、原案のとおり可決しました。

改正高年齢者雇用安定法の更なる推進を求める意見書

わが国は、少子高齢化が急速に進み、労働力人口の減少が見込まれています。そこで、政府は労働者が65歳まで働ける制度の導入を企業に義務づける「改正高年齢者雇用安定法（改正高齢法）」を制定し、この4月に施行しました。

この改正高齢法は、定年が60歳未満の企業に対して、(1)定年の引上げ(2)継続雇用制度の導入(3)定年の定め廃止のいずれかの方法で高年齢者を65歳まで雇用する制度を設ける必要があると定め、定年から年金の支給開始年齢までに、無収入の期間ができることを防ぐため、基礎年金の支給開始年齢引上げのスケジュールに合わせ、段階的に対象年齢を引上げるとしています。

国の調査によると6月1日現在、従業員数51人以上の企業8万1,382社の84%が60歳以降も働ける制度を設けているとのことであり、そのうち継続雇用制度を導入している企業が86%を占めています。

企業では、高齢者を戦力と考える所も多く、今後は、定年年齢引上げや定年の定め廃止に踏み切るケースが増える可能性

もあります。また、定年後も仕事にやりがいを求める高齢者は多く、勤務時間や賃金について多用な選択肢のある制度にすべきと考えます。

一方、まだ制度を導入していない企業も全国で約1万3千社あり、継続雇用制度の雇用条件などをめぐる労使協議がまとまらない例や、新規採用の抑制への懸念、また、作業の能率が下がることを嫌う中小企業など多いと云われており、大企業と中小企業の格差縮小も今後の課題と思われます。

よって本議会は、高い就労意欲を有する高年齢者がその知識や経験を活かし、社会を支える側として活躍できるように、安心して安定した雇用環境の整備に関し、下記事項を強く要望します。

記

1. 企業に対し法令の周知と遵守を徹底すること。
2. 企業に対する賃金・雇用制度の構築に関する指導・支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日

埼玉県八潮市議会
提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣

「マザーズサロン」(仮称)設置の早期実現を求める意見書

少子化の要因の一つとして、子育てに対する「経済的負担」が挙げられております。働く女

性の約7割が第1子出産を機に離職しているとのデータがありますが、出産・育児を経て再雇用を望む女性が少なくありません。12歳未満の子どもをもちながら求職活動を行っている女性は全国に約70万人、就業を希望しているが求職活動を行っていない者も約180万人存在している状況です。

そのような中、2006年4月に少子化対策の一環として、就職を希望する子育て中の女性を支援するために「マザーズハローワーク」が開設されました。求職者一人一人の希望や状況を踏まえたキメ細かな対応が好評で、多くの方に利用され成果を挙げています。

しかしながら、「マザーズハローワーク」の設置は、全国12カ所11都道府県(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)にとどまっております。そこで厚生労働省は、既存のハローワーク内に「マザーズサロン」(仮称)を設置し、同様のサービスを全国展開したいとしています。

再就職を希望する子育て中の女性は潜在的に多数いることに加え、少子高齢化による本格的な人口減少が見込まれる中で、社会の支え手を増加させる観点からも、子育て女性に対する再就職の促進を図ることは喫緊の課題であります。よって、早期に実現されるよう強く要望します。

記

1. 埼玉県内に1ヶ所「マザーズハローワーク」の設置

2. 各ハローワーク内に「マザーズサロン」(仮称)の設置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日

埼玉県八潮市議会
提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣

乳幼児医療費助成制度の創設等を求める意見書

本格的な少子・高齢化社会を迎え、子育て層が安心して子どもを産み育てられる施策の充実が求められている。

こうした中、乳幼児医療費助成制度は、公的医療保険制度を補充する制度として全国の多くの市町村で実施され、乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしてきたところであるが、市町村間で制度が異なっているため、住む地域によってサービス内容に格差が生じている。

子育て支援施策としても、全国的に統一した基準で、医療を必要とする乳幼児に適切に医療が提供される制度を確立することが必要である。

よって、乳幼児が安心して医療を受けられるよう国の制度として乳幼児医療費助成制度を創設されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日

埼玉県八潮市議会
提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣